

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	国民健康保険の資格管理・保険給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小松市は、国民健康保険の資格管理・保険給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

小松市長

公表日

令和6年9月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	国民健康保険の資格管理・保険給付に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に基づき、国民健康保険の資格管理・保険給付に関する事務を行う。 ・特定個人情報ファイルを使用する事務の内容 ①被保険者に係る申請等の受理・審査・応答に関する事務 ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務(①に掲げるものを除く。) ③保険給付の支給に関する事務 ④一部負担金に係る措置に関する事務 ⑤一時差止めに関する事務 ⑥保健事業の実施に関する事務 ⑦資料の提供等の求めに関する事務 ⑧県単位での資格継続業務に関する事務 ⑨県単位での高額該当の引き継ぎ業務に関する事務 番号法の別表第二を基に国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。 「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同して行う。 <オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務(以下「オンライン資格確認の準備業務」という。)> ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバ等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバ等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。
③システムの名称	国民健康保険事務処理標準システム、宛名システム、番号管理システム、中間サーバ、次期国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバ等

2. 特定個人情報ファイル名

国保資格ファイル、国保給付ファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 第9条第1項(利用範囲) 別表第1 項番30 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
--------	--

②法令上の根拠	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二 (別表第二における情報提供の根拠となる項) 1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109、120の項 (別表第二における情報照会の根拠となる項) ・42、43、121 <オンライン資格確認の準備業務> ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	行政管理部 医療保険課
②所属長の役職名	医療保険課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 行政管理部 総務課 法制担当
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号923-8650 石川県小松市小馬出町91番地 小松市役所 総合政策部 スマートシティ推進課

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年8月21日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年8月21日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I-5.-①部署	予防先進部 保険年金課	予防先進部 医療保険サポートセンター	事後	重要な変更項目でないため
平成30年4月1日	I-6.-①所属長の役職名	保険年金課長	医療保険サポートセンター長	事後	重要な変更項目でないため
平成30年4月1日	I-7.請求先	総務課 法制担当	管財総務課 契約・法制担当	事後	重要な変更項目でないため
平成30年9月28日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日 時点	平成30年9月6日 時点	事後	重要な変更項目でないため
平成31年4月1日	I 関連情報-8特定個人情報の取扱いに関する問い合わせ	総合政策部 ICT推進課	総合政策部 ICT改革課	事後	重要な変更項目でないため
令和1年6月11日	IVリスク対策		追加	事後	様式変更
令和3年9月1日	I-4.-②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	番号法の改正に伴う修正（令和3年9月1日施行）
令和3年9月1日	I-5.-①部署	予防先進部 医療保険サポートセンター	市民共創部 市民サービス課 医療保険サポートセンター	事後	所属名変更によるもの
令和3年9月1日	I-6.-①所属長の役職名	医療保険サポートセンター長	市民サービス課長	事後	所属名変更によるもの
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	行政管理部 管財総務課 契約・法制担当	総合政策部 管財総務課 契約・法制担当	事後	所属名変更によるもの
令和6年3月8日	I-5.-①部署	市民共創部 市民サービス課 医療保険サポートセンター	行政管理部 医療保険課	事後	所属名変更によるもの
令和6年3月8日	I-6.-①所属長の役職名	市民サービス課長	医療保険課長	事後	所属名変更によるもの
令和6年3月8日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	総合政策部 管財総務課 契約・法制担当	行政管理部 総務課 法制担当	事後	所属名変更によるもの
令和6年3月8日	I 関連情報-8特定個人情報の取扱いに関する問い合わせ	総合政策部 ICT改革課	総合政策部 スマートシティ推進課	事後	所属名変更によるもの
令和6年3月8日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年9月6日 時点	令和6年2月13日 時点	事後	
令和6年3月8日	I-4.-②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠となる項) ・42.43	(別表第二における情報照会の根拠となる項) ・42.43.121 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法 附則第6条第4項（利用目的・情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	公金受取口座登録制度が開始されることで、同口座情報に関して情報提供ネットワークシステムを利用し、デジタル庁の公的給付支給等口座登録簿の副本情報を照会することが必要になるために、「121」を追記した。
令和6年3月8日	I-1.-②事務の概要	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)に基づき、国民健康保険の資格管理・保険給付に関する事務を行う。	国民健康保険法(昭和33年法律第192号)および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という)の規定に基づき、国民健康保険の資格管理・保険給付に関する事務を行う。 番号法の別表第二を基に国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。	事後	
令和6年3月8日	I-1.-②事務の概要		番号法の別表第二を基に国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。	事後	
令和6年3月8日	I-1.-②事務の概要		「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことと、当該しくみのような、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集または整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用または提供に関する事務」を「国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)または社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が国民健康保険法に盛り込まれていることを踏まえ、オンライン資格確認等システムへの資格情報の提供に係る加入者等の資格履歴情報の管理、機関別符号の取得、及び一部の情報提供について共同して支払基金等に委託することとし、国保連合会から再委託を受けた国民健康保険中央会(以下「国保中央会」という。)及び支払基金(以下「取りまとめ機関」という。)が、医療保険者等向け中間サーバ等の運営を共同して行う。	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年3月8日	I-1.-②事務の概要		＜オンライン資格確認等システム稼働に向けた準備としての資格履歴管理事務、機関別符号の取得等事務（以下「オンライン資格確認の準備業務」という。）＞ ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、国保連合会から委託を受けた国保中央会が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における資格履歴管理事務」を行うために、当市から被保険者及び世帯構成員の個人情報を出し、国保連合会を経由して医療保険者等向け中間サーバー等へ被保険者資格情報の提供を行う。 ・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、支払基金が、当市からの委託を受けて「医療保険者等向け中間サーバー等における機関別符号取得等事務」を行うために、情報提供等記録開示システムの自己情報表示業務機能を利用して、当市から提供した被保険者資格情報とオンライン資格確認等システムで管理している情報とを紐付けるために機関別符号の取得並びに紐付け情報の提供を行う。	事後	
令和6年3月8日	I-1.-③システムの名称	国民健康保険システム、宛名システム、番号管理システム、中間サーバー、次期国保総合システム、国保情報集約システム	国民健康保険事務処理標準システム、宛名システム、番号管理システム、中間サーバー、次期国保総合システム、国保情報集約システム、医療保険者等向け中間サーバ等	事後	
令和6年3月8日	I-2.-個人情報ファイル名	国民健康保険情報ファイル	国保資格ファイル、国保給付ファイル	事後	
令和6年3月8日	I-3.-法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第1項及び別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条	・番号法第9条第1項及び別表第一の30の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第24条 ＜オンライン資格確認の準備業務＞ ・番号法 第9条第1項（利用範囲） 別表第1 項番30 ・番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	
令和6年8月21日	IIしきい値判断項目1. 対象人数 いつ時点の計数か2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年2月13日 時点	令和6年8月21日 時点	事後	重要な変更項目でないため